
プロジェクト	企業結合 子会社株式等の減損とのれんの減損の関係
項目	資本連結実務指針第 32 項に関する対応案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、子会社株式及び関連会社株式（以下「子会社株式等」という。）の減損とのれんの減損の関係について、これまでの経緯をご説明するとともに、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）第 32 項に関する事務局の対応（案）について、ご意見をいただくことを目的とする。

II. 第 97 回企業結合専門委員会及び第 378 回企業会計基準委員会における主な提案内容

2. 第 97 回企業結合専門委員会（2018 年 1 月 24 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 378 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 9 日開催）で示した事務局の主な提案内容は次のとおりである。
 - (1) 資本連結実務指針第 32 項に定めるのれんの償却処理（以下「のれんの追加的な償却処理」という。）の削除を日本公認会計士協会に依頼する。
 - (2) 親会社が保有する連結子会社又は持分法適用会社の株価の下落は、のれんの減損の兆候の例示に該当する旨を企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損会計適用指針」という。）に追記する。

III. 第 97 回専門委員会及び第 378 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見

3. 第 97 回専門委員会では、前項(1)の資本連結実務指針第 32 項の削除を提案する点に関して、次のように賛否両論が聞かれた。

削除することに反対する意見

- (1) 一般に株価は業績よりも先に反応するものであることを踏まえると、資本連結実務指針第 32 項に基づく「のれんの追加的な償却処理」は減損会計を補完するものとして一定の役割を果たしてきたと考えられることから、同項の削除ではなく、株価の著しい下落が企業価値の毀損ではないことが合理的に立証できる場合は当該処理を行う必要はないなどの反証規定を設けることが考えられる。
- (2) これまでの実務における資本連結実務指針第 32 項の存在意義や、国際的に減損会計の見直しが検討されている現状を踏まえると、非上場株式に関する取扱いも含めてこのタイミングで同項を削除することについては、慎重な検討が必要である。

削除することに賛成する意見

- (3) 資本連結実務指針第 32 項は日本特有の会計処理であり、国際財務報告基準(IFRS)との差異になっている。また、昨今、日本企業の海外進出が進む中で、海外株式市場における株価に基づく判断が実態を表さない事例が生じており、同項が設けられた当時とは状況が変わってきていることも踏まえると、このタイミングでの同項の見直しは適切である。
 - (4) 株価はあくまでもトリガーの 1 つであり、のれんの減損は使用価値を考慮して行うべきと考えている。
4. その後開催された第 378 回企業会計基準委員会では、前項のように専門委員会では資本連結実務指針第 32 項を削除することに関しては賛否両論が聞かれた旨及び聞かれた主な意見を事務局から説明したうえで、事務局の分析及び提案内容について審議を行った。その結果、事務局の主な提案内容（株価の下落をのれんの減損の兆候の例示に加えることを前提に、資本連結実務指針第 32 項の削除を提案する）について反対する意見は聞かれなかった。
 5. 資本連結実務指針第 32 項は、減損会計適用指針が開発される以前からの規定であり、減損会計を補完するものとして一定の役割を果たしてきたと考えられるが、資本連結実務指針第 32 項による個別財務諸表における子会社株式等の減損処理に基づいた「のれんの追加的な償却処理」が必ずしも実態を表さない事例がみられるとの指摘もある等の状況の変化を踏まえると、個別財務諸表における金融商

品としての子会社株式等の減損処理の結果を連結財務諸表上の固定資産としてののれんの貸借対照表価額に一律に適用することとなる資本連結実務指針第 32 項を存置する意義は現状では乏しいものと考えられる。

6. したがって、資本連結実務指針第 32 項による「のれんの追加的な償却処理」については削除することが適当であると考えられ、日本公認会計士協会に同項の削除を依頼することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

第 6 項に記載したとおり、日本公認会計士協会に資本連結実務指針第 32 項の削除を依頼することでどうか。

以 上